

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 5 月 26 日（月） 午後 13 時 30 分～15 時

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心由紀美	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 小林 竹哉	書記 坂本 修一	光増 彩
------------	----------	------

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

(1) 農地改良届について 1 件

5. 議 事

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 3 件

議案第 6 号 農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について 6 件

議案第 7 号 農地のあっせん申し出について 1 件

6. その他

事務局長	時刻となりましたので令和 7 年度 5 月期の農業委員会総会を開催いたします。本日は推進委員の福島さんがお休みになっております、では会長、お願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。4 月の総会は毎年恒例の欠席なので大変申し訳ありませんでした。頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。先般ですね県央の農業委員会の総会ということで東彼 3 町と諫早大村の総会が 5 月 14 日にあったわけですが、これに農業会議も来られていまして以前森委員から質問があった農地バンクの手数料、先月の総会資料にも書いてあったと思うんですけど、その話が出まして長崎県は取らないようにはしていくということを農業会議からお願いしているということで受け取りました。ただ農地バンクになって、物納、米何俵で借りるとか物納に関して書面化しないということだったんで、そこを日本古来のやり方ということなので是非ということでお願いはしております。県の方の会議も 20、21 日であったんですけど、私もたまたま私用で行けなくて、局長と森委員と行っていただきましてその中でも恐らくちょっとは出たのではないかと思います。ここら辺を徐々に声を大きくしながら昔のやり方が出来るような農地バンク制度になっていけるよう努力したいと思いますので今後ともよろしくお願いいたします。早いものでこのメンバーでやってきました総会というのも今日で最後ということですので順調に行けるように行きたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。 それでは座ってそのまま続けさせていただきたいと思います。3 番の議事録署名委員の指名について 3 番の福田委員、4 番の出口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。4 番報告事項(1)農地改良届についてということで事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、農地改良届書、東彼杵町農業委員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。場所は中尾郷 1468、地目は畑で代表相続人の方の申請になっております。内容は嵩上げで隣接地と 1 枚の畑にするように同じ高さまで土を盛るということです。4 ページに地図を載せているんですけど茶業研究室の近くにある場所になります。下の拡大図の方の赤線が今回申請されてきた場所でオレンジの線が高い分の農地になっております。オレンジの線の高さまで赤線の所を上げるという内容になっています。今日の朝から会長と委員さんと一緒に現地の確認に行ってきたんですけど、水路の所だけを気を付けていただければ特に問題はないということで話はもらっております。次のページ以降は被害防除計画書、誓約書になっておりますのでご確認ください。事務局からは以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。今日事務局から説明があったように現地確認を行っておりますけど委員さんから何か特別ないですか。福田委員。
福田委員	本人が出てこなかったですけど、問題はありません。

議長	本人さんとは後から連絡がつきまして、本人さんの方には周りには他の農地がないものでそこは問題ないかと思っておりましたけど、水路があるのでその分については注意してくださいと報告しましたのでその分については問題ないかと思っております。 これに関しまして質問とかございましたらお受けしますけど、ないようでしたら次に進みます。ないですか。はい、それでは報告事項ということで終わります、次の議事の方に入りたいと思います。 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ということですが、1 番について森田委員さん退席をお願いします。 (森田委員退室) それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により意見を決定するため審議を求めます。今月 3 件申請がでていまして、まず 1 件目が彼杵宿郷 2344、2348-1、両方とも登記地目、現況地目とも畑になっております。2344 の方が 795 m²、2348-1 が 4,334 m²で譲渡される方が嬉野市の方、買う方が法人になっております。申請事由としては経営規模拡大のために申請では反あたり 500,000 円で買いますということできていました。場所が 13 ページになります。赤木の町営工業団地がありまして、広域農道の交差点から大村方面へ少し行ったところの 2 筆になっております。以前は別の方が借りられていて耕作していましたが解約済で、法人が購入されるということで申請が挙がっております。説明は以上になります。
議長	はい、今事務局から説明がありましたけど、町の工業団地の斜め前と言いますか農道上なんですけど、この件に関しまして何か質問とかご意見とかありましたらお願いしたいと思います。
山口委員	6 番の山口です。法人は何の作物を作られているのか。今会長から説明があったんですけど、前の人は何をされていたんでしょうか。
議長	前耕作者は、みかんを植えられてされていたんですけど、合わなかったのか返したいということで返されています。
事務局	法人はお茶だと思います。
山口委員	わかりました。
議長	その他ご意見とかご質問とかはございませんでしょうか。ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。それでは 1 番に関しまして問題ないと賛成と思われる方は挙手をもってお願いします。

	(挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で賛成ということ許可する方向で進めて行きたいと思います。 (森田委員席に戻る) それでは引き続き 2 番の方を事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、2 番の方も同じく所有権移転になります。彼杵宿郷 2347、登記地目、現況地目とも畑、768 m²で売る方は三根郷の方でこれも 1 件目の申請と同じ法人になります。こちら申請事由としては経営規模拡大のためで反あたり 500,000 円で購入しますということで申請が挙がって来ております。場所が 14 ページになります。これは先ほど 1 件目の 3 条申請のすぐ上の土地になります。こちら 1 件目の土地と一緒に購入されて一体的に耕作されるということで申請が挙がって来ております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。先ほどの隣ということでこの件に関しましてご質問とかございましたらお願いしたいと思いますが、無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは 2 番の方につきまして採決を取りたいと思います。賛成、問題無いと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致ということで許可する方向で進めて行きたいと思います。引き続き 3 番につきまして事務局より説明をお願いします、
事務局	はい、3 件目になります。こちら所有権移転の無償になります。彼杵宿郷 127、138-1 どちらも登記地目、現況地目とも畑、127 の方が 29 m²、138-1 が 138 m²で売る方が横浜の方になります。買う方が彼杵宿郷の方になります。こちらの申請事由なんですけど、地主さんは横浜の遠方にお住まいでこちらに戻ってくる予定は無いということで、何年前にこの方が持っている土地を全て町の方に寄付したのですが、この 2 筆農地だったので町では農地を所有することが基本的できませんので、その時に町が寄付を受け入れが出来ずに残っていた 2 筆を今回近所の方が所有することになっております。場所が 15 ページになります。国道から役場のある交差点から彼杵旧港の方に向かって旧渡辺ストアーの方に入って行ったところの住宅地の中の畑になります。こちらは今近隣に住まれている地主さんの遠い親戚の方が今管理を頼まれてしていたようなんですけど、当面はその方がそのまま畑を利用されるそうなんですけど、今回将来的にも申請者が今後は所有者になって管理をして行くということで今回申請が挙がっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今 3 番につきまして事務局から説明がありましたけど、何か補足とかありますか。

下野委員	これは先月、住宅の先月転用が出ていた所の隣でそこが 138-1 が隣でその時に転用が出ていたので隣が近接農地の所有者ということで親戚の方が耕作しているからと同意をもらった、その土地が今回所有権が移るといことの申請です。
議長	はい、わかりました。この件に関しまして何か委員の皆様からご質問とかご意見とか何かありましたらお受けしたいと思いますけど、何かないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、3 番に関しまして問題無いと賛成と思われる方は挙手をもっておねがいします。 (挙手多数) はい。ありがとうございます。全会一致で許可するという方向で進めて行きたいと思います。ありがとうございました。 引き続き議案第 6 号「農地中間管理事業による農地利用集積等促進計画について」ということで事務局に説明をお願いします。
事務局	はい、次のとおり促進計画案について審議を求めます。まず 1 件目、中尾郷 205-1、206-2 こちら 2 筆とも登記地目、畑、現況地目、樹園地になります。面積は 205-1 が 259 m²、206-2 が 709 m²で使用貸借権になります。栽培作物はお茶、渡し人の方が中尾郷の方、受人の方も中尾郷の方で 5 年間の契約になっております。場所は 19 ページになります。分かりづらいかも知れないんですけど、大野原高原線から中尾の集落の方に行くと赤坊の方に下って行く町道がありまして、こちらが町道中尾 1 号線という道路なんですけど、そこをずっと下った先の所の農地になります。その中尾 1 号線をずっと行くと宿太ノ浦線の方まで抜けれるんですけど、その最後の方の農地の 2 筆について今回申請が挙がっております。これは継続だったと思います。以上になります。
議長	今、事務局から説明がありましたけど、なかなか行ったことがない人には分からないような場所だと思います。借り主の方の元の実家付近だということなんですけど、福田さん、何か聞いていないでしょうか
福田委員	何も聞いていません。
議長	たぶん借主さんの実家付近ですので元々継続で借りていらっしゃったとこだと思います。ということでこの件に関しましてご質問とかご意見とかありましたらお受けしますけど、無いようでしたら採決に入りたいと思います。1 番に関しまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めて行きたいと思います。

	続きまして 2 番の説明を事務局からお願いします。
事務局	2 件目が木場郷 1087、1094-1、1095-1 の 3 筆全て登記地目、現況地目とも田になっております。作物としては水稻栽培ということで賃貸借権契約です。貸す方が木場郷の方、借りる方が法人になります。20 ページが位置図になります。賃貸者期間が 5 年間で 3 筆合計で 44,928 円となっております。場所が広域農道の木場の研修施設から少し彼杵よりの方の 3 枚となっております。こちらの説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。2 番につきまして補足とか質問とかご意見とかありましたらお願いします。
山口委員	6 番の山口です。今まで 3 年間借りられて継続で今回は 3 年よりも 5 年にさせてもらえないかと一応地主さんと法人さんとの 3 者で話をしまして一応 5 年間ということで、今まで 3 年間何も問題無く管理をしてくれたので、何も問題無いと思います。よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。継続ということで問題無いかと思われそうですが、何かご質問とかありましたらお受けしますが、何もないでしょうか。それでは採決の方に入りたいと思います。2 番に関しまして問題無いと賛成の方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致ということで許可する方向で進めて行きたいと思います。 引き続き 3 番の説明を事務局をお願いします。
事務局	3 件目です。八反田郷 1063-1、登記地目、現況地目とも田になります。面積 1061 m²、内容は水稻、賃貸借権の予定です。1 筆で 9,549 円。貸す方が八反田郷の方、こちら先ほどと同じ法人が借りる予定です。期間が 5 年間の予定になっております。位置図ですけど、21 ページをお開き下さい。国道 34 号のセブンイレブン近くの八反田交差点から龍頭泉の方に入って直ぐの所になります。こちら 1 筆賃貸借権が 5 年間ということで申請が挙がっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございます。この件に関しまして補足とかありましたらお願いしたいと思いますが、無いでしょうか。質問でも構いません。何もないようでしたら採決に入らせてもらってよろしいでしょうか。では 3 番の件に関しまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めたいと思います。 引き続き 4 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局	はい、4 件目菅無田郷 6-1、登記地目、畑、現況地目、樹園地、面積が 4,439 m²で作物名が茶になります。こちらが賃貸借権で 1 筆 88,780 円で貸す方が坂本郷の方、借りの方が中尾郷の方です。こちらが 10 年間の契約です。場所が 22 ページになります。こちらが赤木の工業団地がありまして広域農道から平山池の方に入ってしまった所の茶畑になります。少し広い茶畑になっております。簡単ですけど説明は以上です。
議長	今 4 番について説明いただきましたけど、補足とか質問とかございましたらお受けしますけど何かないでしょうか。何もないようでしたら採決の方に入ってもいいでしょうか。4 番につきまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めたいと思います。続きまして 5 番につきまして事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、5 件目です。千綿宿郷 676-1、680 の 2 筆で登記地目、畑、現況地目、樹園地になります。676-1 が 5,293 m²、680 が 962 m²で作物が茶になります。こちらは賃貸借権契約の予定です。2 筆合計 62,550 円になっております。貸す方が亡くなられているので相続人代表が申請を出されています。借受ける方が先ほどと同じ中尾郷の方になります。こちらは 5 年間の契約になっております。場所が 23 ページになります。これが町道宿太ノ浦線がありまして、グリーンテクノパークの方に上って行く広域農道との交差点のすぐ上の茶畑になります。これが 3 月の総会で解約があった箇所を今回新たに借りるということで申請が挙がっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。事務局より説明を聞きましたけど、この件に関しまして質問とか補足とかありましたらお願いしたいと思いますけど。何もないようでしたら採決の方に入ってよろしいでしょうか。 5 番に関しまして問題無いと思われる方、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めて行きたいと思います。引き続き 6 番の説明を事務局をお願いします。
事務局	はい、6 件目になります。中岳郷になりましてちょっと数が多いんですけど、12 筆あります。154-1、155、162、164、165、166、167、168、169、172、174-1、174-2 で 162 が登記地目、現況地目は畑でそれ以外が登記地目、現況地目は田になります。12 筆合計で 13,612 m²、作物としては水稻と野菜をする予定ということで、こちらは使用賃貸借権契約ということです。貸す方が中岳郷の方でこちらは旦那さんが亡くなられていますので相続人代表として申請が挙がってきています。借受ける方が嬉野の方です。こちらが 5 年間の契約になっております。場所が 24 ページになります。町道の中岳幹

	線を上って行きまして、中岳運動公園とか中岳集落センターがあるんですけど、そこに地主さんの自宅があって自宅の周りの農地を今回借りるということで、以前法人が中間管理機構を通して借りていたんですけど、去年解約されていて、今回新たに中間管理機構を利用して借りるということで申請が挙がっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。今の6番につきまして説明していただきましたけど、この件に関しましての補足とかご質問とかございましたらお願いしたいと思いますけど
田中委員	法人が前管理をされていた訳ですけど、今回の借主の仕入れの時に手伝いに来たり何かしておりまして、法人の方から管理しないかということで借主さんの方声をかけられてて、今回されるということで3月の自治会の集会の時にそれを言われたので別に問題ないかと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。他に何かご質問とかございましたらお受けしますが、今説明があったとおり問題無いかということですので、早速ですけど採決の方に入らせていただきます。6番に関しまして問題無いと許可する方向に進めていいと思われる方は挙手をもってお願いします。 (挙手多数) はい、ありがとうございます。全会一致で許可する方向で進めて行きたいと思います。ありがとうございました。 続きまして議案第7号「農地のあっせん申し出について」ということで事務局よりあっせんのしくみのところから説明をお願いします。
事務局	申請の説明をする前に今年度からあっせんのやり方が変わってまして、基盤強化法が無くなった関係であっせん事業の要綱というのを今回作り直したんですけど、今年度からそれがスタートして今年度あっせんの申し出が初めてなので先に新しくなったあっせん事業の流れについて説明をしたいと思います。 (省略) 議案の説明です。農地のあっせん申出書、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので審議を願います。彼杵宿郷 1829、1838、1848 登記地目、畑、現況地目、樹園地になります。3筆合計 4,149 m²で名義人が嬉野の方で希望としては貸借とされています。あっせんの理由としては自分では耕作しなくなるためということでした。位置図は 26 ページになります。こちらが広域農道がありまして萌香園から少し海側の方の茶畑 3 筆になります。1829 については 1 年前に半分は改植をしてまして品種はさえみどりということで聞いております。可能であれば将来的に購入してもらいたいということですけど、まずは耕作する人を探して欲しいということで特に改植したばかりなので、畑を荒らさないようにまずは耕作する人を探してもらえればということで申し

	出がっております。説明は以上になります。
議長	はい、ありがとうございました。あっせんということで今回からあっせんのやり方が変わったということで、まずはこころへんに聞いているだけでは分からない所があるかも知れませんが、そこら辺に対して報告、質問とかありましたら、ちょっと理解した上で進めて行きたいと思いますけど、
森（土）委員	ちょっと質問いいですか。お聞きしたいんですけど。この面積ですね。あっせんをする人の面積の条件となっている訳ですけど、水稻が 60 a の作付けを持っていないと駄目なんですか。あっせんが出来ないということですか。
事務局	そうです。
森（土）委員	野菜も例えば 20 a 以下で作ったのを出来ないであっせんをお願いしますと言っても駄目ということですか。
事務局	ある程度の面積をされている方ではないとあっせん事業を使えない
森（土）委員	そしたら、あっせんの意味にならないですね。例えば農地を荒らしたくないから誰か借り手がいないのでしょうかということであっせんに掛けるのですから、面積をクリアできない人は申請できないということですよ
事務局	今回あっせんの基準を作ったのが、基盤強化法が無くなったから新たに作ったんですけど、何で無くなったから作ったかということ、基盤強化法を使ってすると税の控除が 800 万円使えたんですけど、それが無くなったのでその代わりに 4 月から農地の売り買いと 3 条ですか、中間管理事業が新たに始めた売買事業ですか、このあっせん事業を作ればあっせん事業で出来るということで、3 条だと控除がないんです。税の優遇が無いので、基盤強化と比べたら税の優遇が無くなったので、中間管理事業であれば税の優遇が同じように 800 万円の控除が受けられるんですけど、中間管理を使えば時間が物凄くかかるということで、例えば今申請を出せば来年じゃないと出来ないとかあるので、今回その受け皿として町の方でもあっせん事業という要綱を定めて作れば 800 万円の控除が受けれるということで今回作っています。その中である程度経営規模が大きい方ではないとやはりこういうメリットというか受けれない仕組みになっていることです。
森（土）委員	そうしたら、小規模には土地が荒れると言っても出来ないということですね。

事務局	そうですね。
森（土）委員	はい、わかりました。
議長	このあっせん事業に関しましては、やはりある程度の規模ではないと出来ないんですけど、小面積を貸したいとか借りたいとかあった時には仲介には、動きというには農業委員としていかないといけないんじゃないかと思っております。税控除で。中間管理事業のなかでも控除を使った場合では登記まで1年は掛かるみたいなんです。そこも合わせて早く出来ないのかという話も出て来ているんですけど、実際やっぱ一時終了まで1年ぐらい掛かって、1年かかると色んな経営面でもちょっと都合が出てくるという話も出ておりまして、市町村でこういう条例を作って文法を定めれば市町村でもあっせん事業でも作られるということでこの様な形になっております。実際、売買でない場合なら余りメリットが無いのではと思いますけど、そういう形で第1号で今回議案が出ておりますので進めて行きたいと思います。その他に質問とかこのあっせん事業について、何かずっと見てみれば色々しなくてはいけなくてやぐらしいんですけど、これにそって議案は進めて行きたいと思います。今回この議事の議案に出たあっせんに入って行きますけど、彼杵宿の農地で26ページの事務局から説明もありましたけど、1829の畑は半分ぐらい国の改植事業で改植をしているんですけど、今ちょっと草が生えております。実際、作るかと言えどどうしようかなという感じに思いますけど、とりあえずあっせんが出ておりますので、進めて行きたいと思いますけど
委員	横は誰が作っているんでしょうか。
議長	横はどちらも町内の茶農家さんが作っています。一応あっせん事業の中ではその推進委員さんがあっせん委員になるとなっていますけど、どうしても話を農業委員会で繋いでも決めきれないのでそんな情報を聞いていただいて周知して探して行かないと思っております。 一つ問題は改植事業ですけど、農協の方と話をしたんですけど、1筆の半分を改植した時に半分でOKになるのか、知らんぷりして半分して後から色々問題にならないといいのにと話をしていたんですけど。そこら辺は農業委員会に入りきれないので、誰か借りた人と農協と話をしながらしてもらわないと伝えないと行けないと思います。
議長	あっせん委員を推進委員さんの中から1名以上になっていますけど、今回は地元の推進委員さんということで下野さんをお願いをしたいんですけど、後推進委員さんの中からお茶を作っている方で森さんいいでしょうか。

森（土）委員	私は今度農業委員に代わるけど。次の推進委員は別の方なんですけど、まだなってないから。
議長	交代された時はその時に名前を代えないといけないですけど、一応2名決めていて、後はお茶関係の人はその話を横に繋いでいただいて、情報収集をお願いします。 そこら辺は横に繋げながら事務局を中心に事務局に伝えて話をもっていってもらえれば、そうしないと2人以上でないと。そういうことでお願いしてよろしいでしょうか。今のところ現状1件目ある人に相談をしたんですけど、去年だったらしんですけど、2件目の人にはたぶん丁度家に来て私が居なかったのを話をしていなかったんですけど、そういうことで何人かに話の方は進めているんですけど、他にも話していただいってもらって随時お願いしたいと思います。そういうことで今回のあっせん委員ということで下野委員さんと森委員さんでお願いします。
宮脇委員	今の件ですけど、なかなか今後難しい話ですね。それで推進委員さん中心にあっせんをしてくれというのが主体的なお話のようですけど、その市町村によっての付帯项目的なところにそういう項目を入れられないですか。やはり推進委員だけがこれを解決するというのは、地元でせっきく農業委員がいるのになぜそういう人を使わないんですか。そういう面で一緒になってやってくださいという方法は入れられないか。ちょっと問い合わせていただいていいかなと。お聞きしたいと思います。
事務局	その前に、さっきの説明が悪かったんですけど、3ページのところに基準面積を超えないといけないというのは、あっせんにより権利を取得させるべき者なので、あっせんによって農地を買う人が基準面積を超えている人ではないといけないということで、出し手の方は面積は関係ない。ちょっとしか畑を持ってない人もあっせんでは誰か探して欲しいというようなことは出来るんですけど、受け手は基準面積を超えないといけないということで、税の控除とかメリットが受けられるということです。 宮脇委員の話なんですけど、このあっせん基準を作る時に県とのやり取りをしたんです。その時に私も聞いたんですけど、農業委員は駄目なんですかと。最適化推進委員は昔は無かったんですけど、国の方針で新たに出来ました。推進委員さんの役割としては農地の利用集積とか最適化を図るために農業委員さんとは別に推進委員というのは新たに作ったという経緯があるので、推進委員さんがこういった集約とかをしてくれということで国が言っているみたいです。
宮脇委員	はい、分かりました。今事務局からの説明の中で確かに出す方がその60aとかそういう面積じゃあ無いということですね。分かりました。
議長	はい、一応こういう形になっておりますけど、農業委員さんと推進委員さんと同じ地区でも分けているので農業委員さんの方が良く知っていたり、推進委員さんの方が知っていたりとかあるんですよ、やっぱり情報を共有しながら農業委員だから推進委

	員だからじゃあ無くて両方出して行きながら共有をしていただいて、書類的にはこの処理を使われるような形に持っていかないと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。 この件に関しまして何かご質問だらけでしょうけどありましたら
森（武）委員	森です。先ほどの説明でちょっと理解出来ない部分もあるんですけど、何か少し見て分かるような形にもう少しならないのかと、A3 の 1 枚にこういうのはこうなるとかという作成が出来ないのかと。
事務局	来月の総会でもう少し出来ないかやってみます。
議長	初めてですから、分かりづらいところもあるんですけど、実践を込めながら進めて行ければと、どうぞよろしくお願いします。 議事は以上です、お疲れ様でした。ありがとうございました。 6、その他 省略

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

3 番

4 番